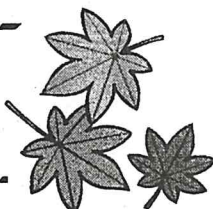


礼拝

令和3年11月29日
9号



月かげの心

「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて
(第七十三回 人権週間)

月かげのいたらぬ里は
なけれども
ながむる人の心にぞすむ

礼拝の音楽法要で、最初に歌う仏教聖歌です。

「月かげ」の歌は、浄土宗を開かれた法然上人の

《誰一人取り残さない》という考えを、私たちに示して下さったものです。

「月かげ」とは月の光のことを示しています。普通、私たちが考える光は必ず影を作ります。しかし、この歌の月かげは遮ることができない光で、影のできない光という意味で使われています。

ですからこの光は、私たちの命や心の奥にまで届き、日ごろ気づかない世界まで照らしてくださっています。

るのです。普段私たちは見える世界だけを見ていますが、見えない世界があつてこそ、見える世界が現実のものになるのです。科学的に考えれば、そのような光はありませんが、月かげが示す光とは、誰にでも平等に降り注いでいる阿弥陀様の救いの光のことをいい、「すべての人をもらさず救う」というお誓い（本願）は、月かげの光のごとく誰にも平等に行き届いているのです。

法然上人が浄土宗を開かれた頃の仏教は、経典を理解し、厳しい修行で自己の煩惱を取り除くことができた者や、権力あるいは財力のある者すなわち貴族などのごく一部の人だけが救われるという教えでした。一方で庶民の生活は、貴族の政権争いが絶えず、地震や干ばつなどの天災による飢餓が起こり、さらには伝染病が蔓延するような時代で、不安や混乱の中での生活であつたといえます。その中で、庶民の救いにならない仏教に疑問を感じた法然上人は、七千余巻のお経の中から、阿弥陀仏の本願、すなわち「月かげ」を見いだされたのです。今からおよそ九百年も前のでき事でした。

昭和二十三年（一九四八年）十二月十日、国際連合第三回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権

尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標ないし基準を国際的にうたった画期的なものです。採択日である十二月十日は「人権デー」と定められています。法務省では、昭和二十四年から毎年、人権デーを最終日とする一週間を「人権週間」と定め、その期間中、全国的に人権啓発活動を展開し、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。しかし、今なお、新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見・差別、インターネット上における誹謗中傷、いじめや虐待、外国人や障害のある人、ハンセン病元患者やその家族などに対する偏見・差別など、様々な人権問題が依然として存在しています。これらの問題を解決し、国連の持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「誰一人取り残さない」社会を実現するには、私たち一人一人が人権尊重の重要性を改めて認識し、他人の人権に配慮した行動を取ることが大切ではないでしょうか。本年も、十二月四日から十日までを「第七十三回 人権週間」と定め、全国各地で人権啓発活動を行います。この機会に、人権について改めて考えてみませんか？（法務省より）

本校に通う皆さんが「月かげ」の心を学び、先頭に立って「誰一人取り残さない」社会を築いていく存在になることを願います。